

[内閣官房について](#)[会見・発表](#)[政策・制度](#)[情報提供](#)[トップページ](#) > [各種本部・会議等の活動情報](#) > [新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](#)

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023（令和5）年の経済対策に基づき、所得水準や世帯構成等に応じて各種給付金及び定額減税が実施されます。給付金の支給は市区町村において順次行われ、市区町村から給付についての案内があります。

今回の給付金・定額減税について、内閣府や内閣官房、国税庁（税務署）からメールなどでお知らせすることは行っていません。

内閣府や内閣官房、国税庁（税務署）を名乗ったメールが届いたとしても、情報の詐取などを目的としたものと考えられますのでご注意ください。お心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

また、内閣府や内閣官房、国税庁（税務署）から電話で、「給付金を振り込むので」や「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号、クレジットカード番号、マイナンバーなど）を聞き出すことは行っておりませんのでご注意ください。

[定額減税・給付金を騙った電話・メールに対する注意喚起 \(PDF/449KB\)](#)

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置の概要

住民税非課税世帯の方へ ※令和6年能登半島地震により被災した1部の自治体を除き、申請受付終了しました。

世帯主に1世帯あたり7万円と18歳以下の児童1人あたり5万円が給付されます。

（2023（令和5）年夏以降に給付された3万円とあわせると、1世帯あたり計10万円の給付となります）。

- ※ 2023（令和5）年度に住民税非課税世帯である方に加えて、2023（令和5）年度分は住民税非課税世帯等ではなかったものの、2024（令和6）年度分の個人住民税の税額決定時に住民税非課税世帯に該当する方も10万円の給付対象となります。
- ※ 対象となる方には、各市区町村よりご案内があります（給付ごとに各市区町村が定める申請期限がありますのでご注意ください）。

住民税均等割のみ課税される世帯の方へ

※令和6年能登半島地震により被災した1部の自治体を除き、申請受付終了しました。

世帯主に1世帯あたり10万円と18歳以下の児童1人あたり5万円が給付されます。

- ※ 2023（令和5）年度に住民税均等割のみ課税世帯である方に加えて、2023（令和5）年度分は住民税均等割のみ課税世帯等ではなかったものの、2024（令和6）年度分の個人住民税の税額決定時に住民税均等割のみ課税世帯に該当する方も10万円の給付対象となります。
- ※ 対象となる方には、各市区町村よりご案内があります（給付ごとに各市区町村が定める申請期限がありますのでご注意ください）。

住民税・所得税を納付している方へ

納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき、**令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円が減税されます。**

減税前の税額が少なく、**定額減税しきれないと見込まれる方には、定額減税しきれないと見込まれるおおむねの額が1万円単位で給付されます。**

- ※ 合計所得金額1,805万円超の方は対象外となります。

給付金や定額減税の全体像や
目的を知りたい方
デジタル等を活用した
新たな執行上の取組を知りたい方

定額減税・各給付の
詳細を知りたい方

新着・お知らせ

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 2025年2月26日 | HPを更新しました。 |
| 2024年7月1日 | よくあるご質問を更新しました。 |
| 2024年5月20日 | よくあるご質問を更新しました。 |
| 2024年4月5日 | HP・お問い合わせ先一覧を公開しました。 |
| 2024年3月14日 | 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置ページを開設しました。 |

一般の方へ

よくあるご質問

国・地方チャットボット(GovBot)

HP・お問い合わせ先一覧

事業者（給与支払者）の方へ

各人の給付金の受給状況等によって、事業者（給与支払者）の方に行っていただく源泉徴収事務に影響が出ることはありません。

定額減税（給与等の源泉徴収事務）に関する詳細を知りたい方は、以下のページをご確認ください。

<所得税の定額減税について> [定額減税 特設サイト | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

市区町村の方へ

制度要綱や事務連絡などについては[こちら](#) をご確認ください。

個人住民税の定額減税に係るQ&Aなどについては[こちら](#) をご確認ください。

関連リンク

[デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日）](#)

※ 各種給付・住民税の定額減税の対象者それぞれに対する給付や定額減税に関するご確認・ご相談はお住まいの市区町村のホームページ等を、所得税の定額減税に関するご確認・ご相談は[国税庁HP「定額減税特設サイト」](#) をご確認ください。

対象者それぞれのご相談は内閣官房では行っておらず、内閣官房・内閣府からメールなどで直接ご連絡することはありませんのでご注意ください。

[内閣府を騙った電子メールやサイトにご注意ください - 内閣府 \(cao.go.jp\)](#)

[ページのトップへ戻る](#)

[ご意見・ご要望](#) [プライバシーポリシーについて](#) [リンク、著作権等について](#) [サイトマップ](#)

内閣官房（法人番号3000012010001）
〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 TEL.03-5253-2111（代表）



Copyright © Cabinet Secretariat. All Rights Reserved.